

損害賠償訴訟は相済む以下であること

一、 報告

昨年四月一日本村金村学校閉校以来金村民協力一致之が目的達成に精進して其實跡着々として揚りつゝあるの時、計らずも今同首区内の一部に於て騒擾事件勃發して光輝ある本村金村学校を汚し社會を辱もがしたるは村民各位に對しては勿論、廣く社會一般に對し如何とも平靜なま大難にして區民一同の賠償措かざる所でありませす。

然るに金村学校に於て今回の事件に對し、賊意を以て共に善後之策を講ぜられつゝあることは善人一同の深く感銘する所でありませす。

茲に於てか自責の念に堪へざる區民一同職々相勵り金村民の進前に進りて、互に戒めつゝ相仍り相勵へて更に更に緊要したる態度と一大發奮とを以て一踏金村学校の目標に邁進し將來實つて所

の如き居むべき賠償を一掃し以て此の罪を謝せんとするものでありませす。

猶くは村民各位並に社會一般の諸氏區民一同の意のある所を諒せられ將來益々吾人の指導を仰まれざる様切に御願致します。

昭和七年一月十七日

福岡縣金川村

第六區 區民一同

二、 聲名

昭和七年一月八日夜本村民の一部に於て小作問題に端を發したる不祥事件を惹起し、業を多数の人士に及ぼし社會を騒がせしこととは本村民一同の最も遺憾とする所なり。殊に金村学校災難中の事として愈々其責任の重大なるを自覺し更に前代々の罪りに堪へず願ふに金村学校の趣旨未だ村民の一部に徹底を缺きし結果にして